

特定非営利活動法人 循環型社会推進協会

Non-Profit Organization
Recycling-based Society Development Association

法人番号 0116-05-001460

定 款

制定 平成20年01月29日
改訂 平成30年07月11日
改訂 平成30年11月28日
改訂 令和 4年 4月11日

本書は原本と相違ないことを証明します

特定非営利活動法人 循環型社会推進協会
理事 山下容子

特定非営利活動法人 循環型社会推進協会 定款 目次

| 記載項目 | 頁 | 記載項目 | 頁 |
|-------------|---|-------------------|----|
| 第1章 総 則 | 1 | ・理事会の表決権等 | |
| ・名 称 | | ・理事会の議事録 | |
| ・事務所 | | 第5章 資 産 | 8 |
| ・目 的 | | ・構 成 | |
| ・特定非営利活動の種類 | | ・区 分 | |
| ・事業の種類 | | ・管 理 | |
| 第2章 会 員 | 2 | 第6章 会 計 | 8 |
| ・種 別 | | ・会計の原則 | |
| ・入 会 | | ・会計区分 | |
| ・入会金及び会費 | | ・事業年度 | |
| ・会員資格の喪失 | | ・事業計画及び予算 | |
| ・退 会 | | ・暫定予算 | |
| ・除 名 | | ・予算の追加及び更正 | |
| ・拠出金品の不返還 | | ・事業報告及び決算 | |
| 第3章 役 員 | 3 | ・臨機の処置 | |
| ・種別及び定数 | | 第7章 定款の変更、解散及び合併 | 9 |
| ・選任等 | | ・定款の変更 | |
| ・職 務 | | ・解 散 | |
| ・任期等 | | ・残余財産の処分 | |
| ・欠員補充 | | ・合併 | |
| ・解 任 | | 第8章 公告の方法 | 10 |
| ・報酬等 | | ・公 告 | |
| 第4章 会 議 | 4 | 第9章 事務局 | 10 |
| ・種 別 | | ・事務局の設置 | |
| ・総会の構成 | | ・職員の任免 | |
| ・総会の権能 | | ・組織及び運営 | |
| ・総会の開催 | | 第10章 雜 則 | 10 |
| ・総会の招集 | | ・細 則 | |
| ・総会の議長 | | 附 則 | |
| ・総会の定足数 | | (定款の施行日) | |
| ・総会の議決 | | (設立当初の役員の任期) | |
| ・総会での表決権等 | | (設立当初の事業年度) | |
| ・総会の議事録 | | (設立当初の事業計画及び収支予算) | |
| ・理事会の構成 | | (設立当初の入会金及び会費) | |
| ・理事会の権能 | | (別表) (設立当初の役員) | |
| ・理事会の開催 | | (附則) (定款変更の施行日) | |
| ・理事会の招集 | | | |
| ・理事会の議長 | | | |
| ・理事会の議決 | | | |

特定非営利活動法人 循環型社会推進協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人循環型社会推進協会 (Recycling-based Society Development Association) と称する。以下「本法人」という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都立川市柴崎町1丁目17番16号に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、持続可能な開発のための循環型社会構築を目的とし、地球環境保護、森林や農地の利活用、各種資源のリサイクル、自然エネルギー推進等、多分野にわたる活動と情報収集、ならびに広く各界への提言や啓発を行うものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 資源・エネルギー有効利用研究会の開催事業
- (2) まちづくり推進見学会の開催事業
 - ①エコタウン設計と経済活性化
- (3) 環境保全啓発事業
 - ①会員に対して会報誌発行
 - ②一般の人に対してはホームページ等を通して 研究会報告
 - ③資料集等の発行
 - ④講演会、フォーラム、展示会等の開催
- (4) 自治体や企業体、環境団体等との交流と協力推進事業
 - ①バイオマス資源の開発と実用化
 - ②研究会開催や専門部会等の活動
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

- 2 本法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 環境保護に適う設備や製品の普及と販売事業
 - (2) 持続可能な循環型社会対応商品の販売事業
 - (3) 農林水産物等の販売事業
 - (4) 機関紙、インターネット等による広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、正会員および賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、本法人の目的に賛同して入会した団体会員、個人会員、学生会員とする。
- (2) 賛助会員は、本法人の趣旨に賛同し、且つ本法人の運営に直接参加しない個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、本法人の定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 本法人が解散したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款に違反したとき。
- (2) 本法人の目的趣旨に反する行為があったとき。
- (3) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3人以上 12人以内
- (2) 監事 1人以上 5人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上6人以内を副理事長とし、顧問、相談役、名誉会長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事長、副理事長、理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第20条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)事務局の組織及び運営
- (12)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 会議の場所は、会議場やオンラインとする。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により、総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から1週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 会議の場所は、会議場やオンラインとする。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により、会場に来られない理事は、オンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わ

ることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 本法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他

の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する所轄庁の認証を得なければならない。
2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定によるによる解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本法人の設立当初の会員は第8条の規定にかかわらず、NPO法人申請時において前身である任意団体「資源リサイクル推進協議会」の会員は入会金を免除する。
- 4 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成20年度に開催する総会までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | |
|---------|--------------|---------|
| (1) 入会金 | 正会員 (団体) | 10,000円 |
| | 正会員 (個人) | 1,000円 |
| | 正会員 (学生) | 500円 |
| | 賛助会員 (個人・団体) | 1,000円 |
| (2) 年会費 | 正会員 (団体) | 30,000円 |
| | 正会員 (個人) | 5,000円 |
| | 正会員 (学生) | 1,000円 |
| | 賛助会員 (個人・団体) | 10,000円 |

別表 設立当初の役員

| 役職名 | 氏名 |
|------|---------|
| 理事長 | 小澤 紀子 |
| 副理事長 | 吉田 稔 |
| 常任理事 | 山名 俊介 |
| 同 | 久保 敏行 |
| 同 | 大西 雅之 |
| 理事 | 古賀 俊昭 |
| 同 | 鈴木 喜久 |
| 同 | 福井 清 |
| 同 | 藤森 敬三 |
| 同 | 矢ヶ崎 隆義 |
| 顧問 | 根岸 完二 |
| 監事 | 佐久間 む津美 |
| 同 | 徳田 實男 |

8 附則：本会則は、平成20年1月29日から施行する。

本会則は、平成30年7月11日から施行する。

本会則は、平成30年11月28日から施行する。

本会則は、令和4年4月11日から施行する。